

録画機能付きセットトップボックスを利用した放送サービスに関する利用規約

スターキャット・ケーブルネットワーク株式会社（以下、SC）は、加入者に対し、録画機能付きセットトップボックスを利用した放送サービス（以下、本サービス）を、以下の利用規約に基づき提供します。

第1条（所有権）

本サービス提供に際して使用する「セットトップボックス（以下、本端末機器）」の所有権はSCに帰属し、加入者には貸与形式にて提供します。

2. 加入者は、加入契約の解約または契約解除の際、速やかに本端末機器をSCに返却するものとします。この場合、加入者は本端末機器および引込線等、その他関連施設の撤去に係る費用を負担するものとします。

第2条（機器の使用及び維持管理）

加入者は、使用上の注意事項を遵守して、利用および維持管理するものとします。

2. 加入者は、本端末機器に故障、不具合等が生じた場合、速やかにその旨をSCに通知するものとします。
3. 加入者の故意又は過失により生じた損害に対して、SCは一切責任を負わないものとします。
4. 加入者の責に帰すべき理由により、本端末機器に故障、滅失、毀損等が生じた場合、SCは加入者に損害賠償を請求することができるものとします。

第3条（録画データ及び個人情報の消去）

加入者は加入契約の解約時や故障等での交換時、予め録画された番組データおよび個人情報を消去した状態で、本端末機器を返却するものとします。未消去状態で返却された場合、SCは加入者に通知なく消去できるものとし、加入者はこれを了解するものとします。

第4条（免責事項）

本端末機器の故障、不具合、誤操作、その他の理由により、放送番組が正常に録画できなかった場合、SCは一切の補償責任を負わないものとします。また、故障時の修理に際しての録画番組の損失に関しても、SCは一切責任を負わないものとします。

第5条（利用規約の変更）

SCは、本利用規約を予告なく変更することがあります。この場合、本サービスの提供条件は、変更後の利用規約によるものとします。

第6条（協議）

本利用規約に定めなき事項に関しては、放送サービスの契約約款を適用するものとし、疑義が生じた場合、双方誠意をもって協議の上解決するものとします。

附則 本規約は2006年10月1日から適用します。